

## 建物所有目的以外の土地賃貸借契約書

**頭書(1) 目的物件の表示**

	所 在	地 番	地 目	登記簿面積	実測面積
土地	①			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	②			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	③			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
合計 筆		面積合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
借地契約の面積		上記土地のうち _____ m <sup>2</sup> (□登記簿面積・□実測面積)			
備 考					
付 帶 設 備					

**頭書(2) 使用目的**

--

**頭書(3) 契約期間**

年　月　日　から	年　月　日まで (　年間)
目的物件の引渡し時期	年　月　日

**頭書(4) 貸料等**

賃 料	月額 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	敷 金	(賃料 ケ月分) 円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月　日まで	
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落		振込先金融機関名: 預金: 普通 当座 口座番号: 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主
	<input type="checkbox"/> 持参		
	<input type="checkbox"/> 口座引落		委託会社名

**頭書(5) 借主及び緊急連絡先**

借主氏名	法人の場合	(商号)
	個人の場合	(氏名)
緊急連絡先	氏名	
	(自宅)	
	(携帯)	

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名
	住所
適格請求書発行事業者の登録を受けている 場合はその番号	

管理業者	商号又は名称
	所在地
	T E L
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

**頭書(7) 連帯保証人**

連帯保証人	氏 名	
	住 所	
	極度額	円

**頭書(8) 更新に関する事項**

--

**頭書(9) 特約事項**

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年　月　日

甲・貸主	氏名	印	TEL
	住所		
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL	
	代表者名	印	
	住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	印	TEL
	住所		
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		
	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL		主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の氏名	印	代表者の氏名	印
免許証番号	大臣 知事( )第 号	免許証番号	大臣 知事( )第 号	
氏 名		氏 名		
登録番号	( ) 第 号	登録番号	( ) 第 号	
業務に従事する事務所名		業務に従事する事務所名		
事務所所在地 TEL		事務所所在地 TEL		

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契 約 条 項

### (契約の締結)

**第1条** 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本件土地」という。)について、頭書(2)記載の目的に使用するための土地賃貸借契約(以下「本契約」という。)を、以下のとおり締結した。

**2** 本契約は、建物所有を目的とせず、借地借家法の適用がない土地賃貸借契約であることを甲乙双方は確認する。

### (契約期間)

**第2条** 本契約の契約期間及び本件土地の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

**2** 本契約は、前項の期間の満了により終了する。ただし、甲乙協議の上、契約を更新することができる。

### (賃料)

**第3条** 本件土地の賃料は、頭書(4)記載のとおりとする。

**2** 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

**3** 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 本件土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 本件土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の土地に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

**4** 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

**5** 賃料に消費税及び地方消費税が賦課される場合は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (敷金)

**第4条** 乙は、本契約から生ずる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

**2** 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本件土地を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

**3** 賃料が増額された場合、乙は頭書(4)に記載する月額相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

**4** 甲は、本件土地の明渡しを受けるまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本件土地の明渡しを受けたとき、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

**5** 前項の規定により、乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**6** 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第7条第2項に規定する場合においては、この限りではない。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

**第5条** 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

**2** 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本件土地賃借権の全部または一部につき、反社会的勢力に譲

渡し、又は転貸してはならない。

#### (土地の適正な使用)

**第6条** 乙は、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壤の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

**2** 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行つてはならない。

**3** 乙は、本件土地の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 本件土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

二 本件土地又は本件土地の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

三 本件土地を反復継続して反社会的勢力に利用させること

#### (土地賃借権の譲渡、転貸)

**第7条** 乙は、第三者に本件土地賃借権を譲渡しようとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

**2** 甲が前項の本件土地賃借権譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件土地賃借権とともに甲に対する敷金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

**3** 乙は、第三者に、本件土地賃借権の全部又は一部を転貸してはならない。

#### (土地の譲渡)

**第8条** 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

**2** 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する敷金返還債務を当該第三者に承継するものとする。

#### (承諾事項)

**第9条** 第7条第1項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

一 頭書（1）の物件表示に記載する付帯設備の変更（新たな付帯設備の設置を含む）

二 本件土地の区画形質の変更

三 頭書（2）の使用目的の変更

#### (通知義務)

**第10条** 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を本契約の相手方に書面により通知しなければならない。

一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事業所の所在地を変更したとき

二 合併又は分割が行われたとき

**2** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払方法の変更

二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

**3** 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

二 連帯保証人の死亡又は解散

三 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (契約の解除)

**第11条** 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損

なわれていないと認められるときは、この限りではない。

- 一 本件土地に建物を建築したとき
  - 二 第3条第1項に規定する賃料の支払を2ヶ月以上怠ったとき
  - 三 第4条第6項の規定に違反して、敷金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき
  - 四 第6条第1項若しくは第2項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき
  - 五 第7条第1項に規定する承諾を得ないで、本件土地賃借権を第三者に譲渡したとき
  - 六 第7条第3項の規定に違反して、本件土地賃借権の全部又は一部を第三者に転貸したとき
  - 七 第9条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき
  - 八 その他本契約の規定に違反する行為があつたとき
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第5条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 3 甲は、乙が第5条第2項に規定する義務に違反した場合又は第6条第3項第一号から第三号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条** 乙は、甲に対して ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び原状回復義務)

- 第13条** 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 2 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (遅延損害金)

- 第14条** 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、甲に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

#### (連帯保証人)

- 第15条** 頭書(7)記載の連帯保証人（以下「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 丙が個人であるときには、前項の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
- 一 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る
  - 二 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき
  - 三 乙又は丙が、死亡したとき
- 4 前項に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、乙（前項第三号の乙が死亡したときは乙の相続人）は第10条の規定に基づき直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 5 前項の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。
- 6 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償

の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

**(協議)**

**第16条** 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行にしたがい、誠意を持って協議し、解決するものとする。

**(合意管轄裁判所)**

**第17条** 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたとき、本件土地の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

**(更新に関する事項及び特約事項)**

**第18条** 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。